

[事案 2021-283] がん診断給付金支払請求

・令和4年7月13日 裁定不調

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、がん診断給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年10月に左乳がんと診断されたため、平成15年6月に契約し、平成25年6月に更新した医療保険の特定疾病給付特約にもとづき、がん診断給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、がん診断給付金を支払ってほしい。

- (1)平成24年に右乳がんと診断されて、がん診断給付金を受け取っているが、平成25年6月の更新にあたって郵送された案内文書には、更新前後を通じてがん診断給付金の支払いが1回のみであるとの記載はなかったため、更新後の10年間は新たにがん診断給付金が支払われると誤認した。
- (2)更新後の契約内容通知にも、毎年、がん診断給付金額が記載されていたため、支払対象であると誤認した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)診断書によると、今回の病理組織診断名は「非浸潤性乳管（上皮内がん）」であるため、がん診断給付金の支払事由である「浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病」には該当していない。
- (2)更新案内および契約内容通知には、がん診断給付金は更新前後の期間を継続した保険期間とみなし支払限度（1回）が適用されること、また、一度がん診断給付金を支払った方に対しても、給付金額を記載していることを明記している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、更新時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん診断給付金の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1)保険会社は、申立人から問い合わせを受けた際、給付金の支払履歴を確認していれば、がん診断給付金が支払済みであることを説明し、請求書用紙を送付しないことも可能であったが、実際はこの対応が行われず、申立人にごん診断給付金が支払われるといった期待を抱かせることとなった。